大津市を舞台とした作品創作活動支援制度についてのご案内

■企画・主催

文学のまち大津実行委員会（担当：大津市産業観光部観光振興課）

■事業目的

大津市を舞台にした作品が創作されることで、その作品に登場する市内の地域資源が読者に伝わり、観光客の獲得につなげる。

■支援内容

1．大津市を舞台にした作品（小説、漫画、脚本など）の創作のための取材活動にかかる費用負担（詳細は別紙「支援対象経費詳細」を参照）

2．作品が公開された際の、大津市やびわ湖大津観光協会の広報媒体による情報発信

■支援要件

1．小説、漫画については出版社、脚本については制作会社が申請者となること

2．日帰りの場合は 1 か所以上、1 泊 2 日の場合は 2 か所以上、2 泊 3 日の場合は 3 か所以上、本市内での取材を行うこと

3．申請者は、当制度を活用した取材活動について、自社の HP や SNS などで情報発信を行うこと

4．申請者は、実績報告書（取材場所、取材活動の内容、発生した費用の明細、及び上記の情報発信等を記載したもの）を当委員会に報告すること

■支援対象

1．支援対象経費：別紙のとおり。ただし 1 回の取材に対し 30 万円を上限とし、当委員会の予算の範囲内で交付する。

2．取材日数：2 泊 3 日を上限とする。

3．支援対象者： 2 名（作家様 1 名、編集者様 1 名）以内

4．申請回数： 1 作品につき 1 回以内

5．取材対象期間：令和 8 年 11 月 10 日（火）～令和 9 年 3 月 15 日（月）（ただし、令和 9 年 2 月 26 日（金）までに申請すること）

■支援の流れ

1．大津市を舞台とした作品創作活動支援制度申請書の提出（申請者から当委員会）
2．審査（当委員会）
3．支援の決定、取材先についてのヒアリング、提案等（当委員会から申請者）
4．取材（申請者）
5．実績報告書の提出（申請者から当委員会）
6．費用の支払い（当委員会から申請者）

■留意事項

1．本委員会は必要に応じて、取材先の紹介などを行う。作品についての取材先への説明、作品創作に係る取材先への確認、調整に関すること（掲載許可の依頼や監修について等）は、申請者が責任を負うこととする。
2．作品内容が明らかに「滋賀県青少年の健全育成に関する条例」及びその他法令に抵触すると判断する場合は、申請を受理できない場合がある。

■申請方法

申請書（大津市ホームページ内に掲載）を文学のまち大津実行委員会（担当：大津市産業観光部観光振興課）へメールにて送付
メールアドレス：otsu1604@city.otsu.lg.jp

■問い合わせ先

文学のまち大津実行委員会（担当：大津市産業観光部観光振興課）
メールアドレス：otsu1604@city.otsu.lg.jp
電話番号：077-528-2756